消費生活情報メール 第52号



# ~気をつけて! ネットの落とし穴~

# フリマサービスのトラブル

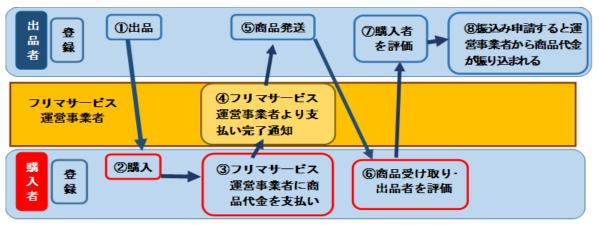
フリマサービスは、インターネット上で個人同士がフリーマーケットのように商品の売買ができるサービスです。 便利な反面、「商品が届かない」「壊れていた」「偽物だった」などのトラブルが発生しています。 利用規約やマナーを守って利用することが大切です。





#### フリマサービスの仕組みを理解しよう





国民生活センター報道資料より

- ★フリマサービスは「個人間」の取引です。トラブルが発生した場合、当事者間で解決することが原則です。
- ★商品の受取後、購入者が受け取り評価をすると出品者に代金 が支払われ取引完了となります。 必ず商品をよく確認してから受け取り評価をしましょう。

# 利用時に注意すること



- ★商品未着等のトラブルなどを未然に防ぐため、取引相手の評価 (プロフィールや過去の実績)や商品等について十分に調べま しょう。
- ★フリマサービスが用意している決済方法以外の取引はしないようにしましょう。(出品者が指定した銀行口座へ直接振込む等は×)
- ★未成年者(17歳以下)が利用する場合は、家族で利用方法を十分 に話し合いましょう。

### 商品を出品する場合

利用規約を確認した上、商品にある汚れや傷等の情報 も含めきちんと説明し、掲載する写真も現物の状態が はっきりわかるようにしましょう。



#### 兵庫県立消費生活総合センター

TEL: 078-302-4001 FAX:078-954-5640

URL: https://www.seiken.server-shared.com/

消費生活相談電話番号:078-303-0999 または188(局番なし)



